

WT・ベンダ分科会の検討概要

事務局提出資料

2. WT・ベンダ分科会の検討内容(5.0版 制度改正分)

- 当WT・ベンダ分科会で検討する5.0版に向けた制度改正対応は以下です。
標準仕様書変更箇所は、**緑字で記載**しております。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
1	【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携対応	制度改正	5.0版	R8年8月	4－5頁
2	【成人保健】支払基金の名称変更に伴う対応	制度改正			6頁
3	【成人保健】肺がん検診のガイドライン更新に伴う対応	制度改正			7－9頁
4	【成人保健】健康増進法施行規則の一部を改正する省令に基づく「歯周疾患検診」の「歯周病検診」への変更対応	制度改正			10－11頁
5	【予防接種】RSウイルスワクチン・高用量インフルエンザワクチン・高齢者肺炎球菌結合型20価ワクチンの定期接種化に伴う対応	制度改正			12－13頁
6	令和9年6月のデータ標準レイアウト改版対応	制度改正			14－15頁

2. WT・ベンダ分科会の検討内容(5.0版 制度改正以外分)

- 当WT・ベンダ分科会で検討する5.0版に向けた制度改正以外の対応は以下です。
標準仕様書変更箇所は、**赤字で記載**しております。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
7	「データ要件・連携要件」の改版に伴う機能・帳票詳細要件や管理項目の整合対応	制度改正以外	5. 0版	R8年8月	16頁
8	検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等				17-22頁

2. WT・ベンダ分科会の検討内容(5.1版以降)

○ 5.1版の検討事項は以下を予定しています。

#	検討の論点	見直しの契機	公開方法	公表時期	関連箇所
1	【母子保健】母子保健DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応	制度改正	5. 1版	R9年1月	10月WTで提示
2	【母子保健】令和8年3月31に発出された「電子版母子健康手帳ガイドライン」を受けての対応				
3	「データ要件・連携要件」の改版に伴う機能・帳票詳細要件や管理項目の整合対応	制度改正以外			
4	検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等				

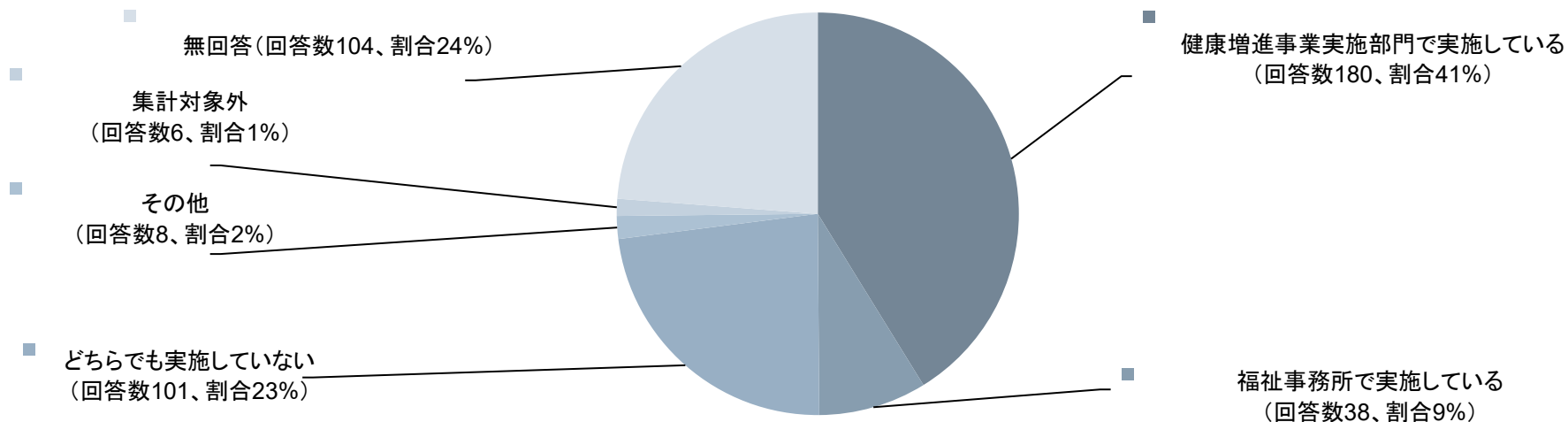
○ 以下は、対応事項の有無や、改版時期含めて検討が必要と想定しています。

#	検討の論点
1	令和7年度における医療費助成・予防接種・母子保健・自治体検診にかかるPMH情報連携の実証事業・先行実施を受けての対応
2	【成人保健】自治体検診DXにおける全国でのPMH運用開始を踏まえた対応
3	【母子保健】児童福祉法等の一部改正(児童福祉関係事業の追加) こども家庭センターの設置等に伴い、システムで必要とされる機能等について検討。
4	【予防接種】予予・請求システムの本稼働受け、稼働後に挙がる要望対応や仕様変更対応との整合対応

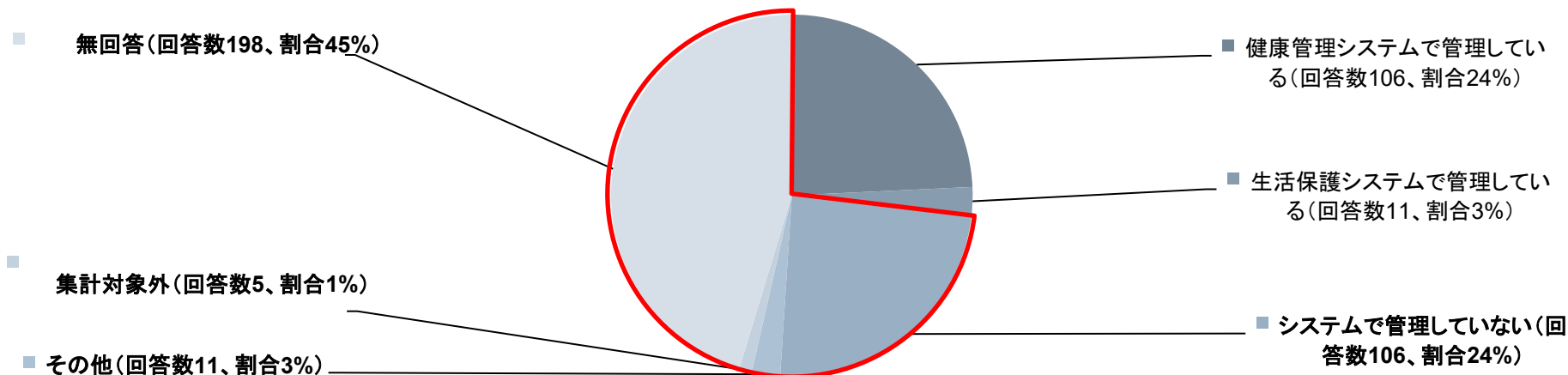
#1.【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携対応①

○ 令和7年10月27日付事務連絡での全国意見照会における各市区町村へのアンケート結果は以下のとおりであった。

①健康増進法施行規則第4条の2第5号に基づき市町村が実施している生活保護受給者に対する特定保健指導並びの保健指導を健康増進事業実施部門・福祉事務所のどちらで実施していますか。どちらでも実施していない場合は、その旨回答ください。（回答数437）

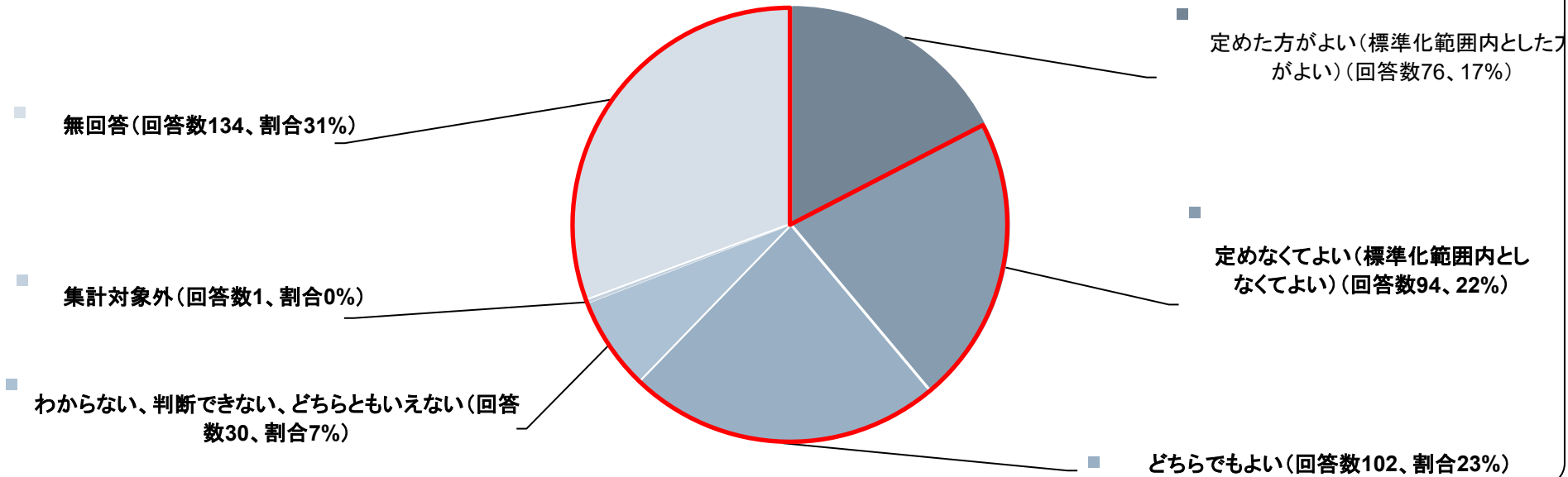


②生活保護受給者に対する特定保健指導並びの保健指導の結果をシステムで管理していますか。システムで管理している場合、健康管理システム又は生活保護システムのいずれで管理していますか。（回答数437）



#1.【成人保健】生活保護受給者に対する保健指導情報のNDBへの連携対応②

③NDBとの連携を開始するにあたり、生活保護受給者に対する保健指導の結果に係る項目を健康管理システムの標準仕様書で定めたほうがよい（標準化範囲内としたほうがよい）ですか。（回答数437）



【標準仕様書における対応方針】

生活保護受給者に対する保健指導の結果をシステムで管理している割合は低く（前頁の②参照）、その情報の項目を健康管理システムの標準仕様書で定めたほうがよいという意見は少ないことから、当該情報は健康管理システムの標準仕様書で**定め**ないこととしてはどうか。

#2.【成人保健】支払基金の名称変更に伴う対応

○令和7年12月5日に「社会保険診療報酬支払基金」(略称:支払基金)を、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組する内容を含む「医療法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、同月12日に公布された。当該改組・法人名称変更が本年10月1日に施行されるため、次のとおり健康管理システム標準仕様書の文言を修正する。(機能自体の影響はなし)

＜修正箇所＞

- ・健康管理システム標準仕様書本編
 - 1. 機能・帳票要件 (4)管理項目の考え方について P. 29
- ・(別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】
機能ID 0190032
- ・(別紙2-1)機能・帳票要件_09.【母子保健】養育医療管理
機能ID 0190531

「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更

成人保健	・自治体検診に係る PHR への対応を踏まえた標準様式で定義される項目 ・歯周病検診マニュアル2023
母子保健	・標準的な電子的記録様式 ・成育医療等基本方針に基づく評価指標等に係る問診項目 ・エジンバラ産後うつ病問診票 ・育児支援チェックリスト ・赤ちゃんへの気持ち質問票 ・こどもの福祉と保健に関する状況報告における集計対象項目
母子保健 (養育医療のみ)	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構支払基金から提供される医療給付データで定義される項目

「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更

健康管理システム

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須

大項目	中項目	小項目	改定種別 (舊書の底から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	健康管理システム
1. 健康管理共通	1.1. 健康 管理共通	1.2. 4.	訂正	0190032	医療機関情報を管理（登録・修正・削除・照会）できること。 ※1 社会保険診療報酬支払基金医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が定める医療機関コードと自治体独自の医療機関コードの2種類を管理できること	○
1. 健康管理共通	1.2. マスタ管理機能	1.2. 5.		0190033	医療機関情報を一覧で確認できること。	◎
1. 健康管理共通	1.2. マスタ管理機能			0190626	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関カナ名、店舗番号、店舗漢字名称、店舗カナ名等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 【管理項目】 「(別紙2-2) 管理項目_管理項目_01.【共通】」の以下参照 【金融機関情報】 【金融機関店舗情報】	○
1. 健康管理共通	1.2. マスタ管理機能			0190627	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 「(別紙2-2) 管理項目_管理項目_01.【共通】」の以下参照 【金融機関情報】 【金融機関店舗情報】	○

#3.【成人保健】肺がん検診のガイドライン更新に伴う対応①

■喀痰細胞診の肺がん検診の項目からの削除対応

○令和7年12月24日付健生発1224第4号「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」により、喀痰細胞診による肺がん検診について、指針において推奨する肺がん検診の項目から削除するよう指針が改正され、データ標準レイアウト(令和9年6月向け改版)において有効終了年月日に令和9年6月12日が設定される予定であることから、次のとおり健康管理システム標準仕様書の文言を修正する。

<修正箇所>

・(別紙2-2)管理項目_03.【成人保健】検診情報管理 肺がん一次検診 管理項目(3項目)

肺がん一次検診 管理項目	エビデンス
喀痰検査実施日	データ標準レイアウト: 様式B-090「肺がん検診の喀痰検査受診日」 ※データ標準レイアウト(令和9年6月向け)により令和9年6月まで使用可(運用上は令和8年4月以降は使用しない) 自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式: 自治体検診項目情報「肺がん検診の喀痰検査受診日」
喀痰検査判定	データ標準レイアウト: 様式B-090「肺がん検診の喀痰検査判定」 ※データ標準レイアウト(令和9年6月向け)により令和9年6月まで使用可(運用上は令和8年4月以降は使用しない) 地域保健・健康増進事業報告: 15(8)02,03,22,23,28,29 自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式: 自治体検診項目情報「肺がん検診の喀痰検査判定」
喀痰検査所見	データ標準レイアウト: 様式B-090「肺がん検診の喀痰検査所見」 ※データ標準レイアウト(令和9年6月向け)により令和9年6月まで使用可(運用上は令和8年4月以降は使用しない) 自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式: 自治体検診項目情報「肺がん検診の喀痰検査所見」

#3. 【成人保健】肺がん検診のガイドライン更新に伴う対応②

■その他

○肺がん検診における低線量CT検査の導入については、今年度実施される「重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業」で得られた結果・知見を「がん検診のあり方に関する検討会」に報告された上で、指針に追加される予定であり、同状況を踏まえて健康管理システム標準仕様書の見直しを行う予定である。

#3. 【成人保健】肺がん検診のガイドライン更新に伴う対応③

【参考1】令和7年10月10日開催の第45回がん検診のあり方に関する検討会資料2「肺がん検診について」からの抜粋

論点① 低線量CT検査の対策型検診への導入について

現状

- 「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年度版」において、重喫煙者に対する低線量CT検査は、死亡率減少のエビデンスが示されたこと等を踏まえ、対策型検診として実施が推奨された。
- 第43回がん検診のあり方に関する検討会(令和7年4月23日)において、対策型検診の項目の導入に係るプロセスが承認され、新たな項目についてはモデル事業を実施した上で導入することとしている。

方向性(案)

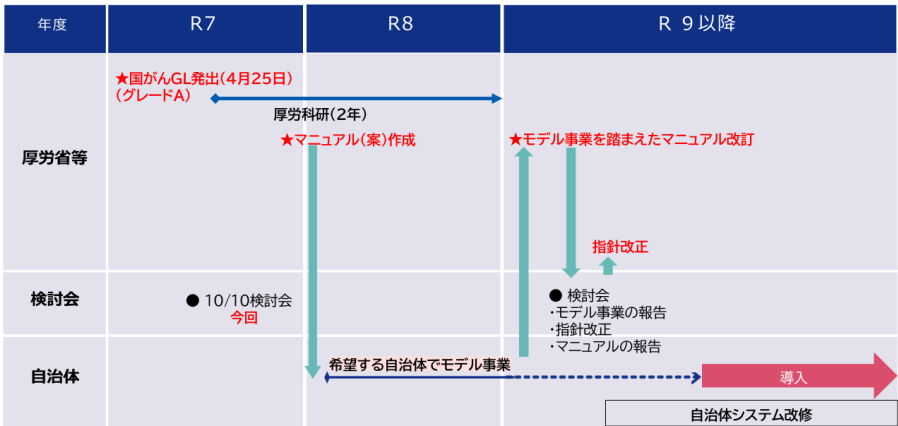
- 今後、50歳～74歳の重喫煙者(喫煙指数600以上)を対象に、低線量CT検査を肺がん検診の項目に追加することを念頭に、希望する自治体を対象にモデル事業を行ってはどうか。
 - モデル事業については、以下の方向性で進めてはどうか。
 - ・ 厚労科研において、対象者の抽出及び受診勧奨の方法等を含めた以下の検討事項を検討の上、マニュアル(案)を作成。
 - ・ モデル事業において、市町村、厚生労働省、検診機関等の関係機関が連携し、マニュアル(案)に沿って低線量CT検査による肺がん検診を試行的に実施。
 - ・ 試行的実施を踏まえて、マニュアル(案)について、必要な改善を行う。
- <モデル事業の検討事項(イメージ)>

・対象者の抽出及び受診勧奨の方法	・必要な検査実施体制(読影を含む)
・精度管理体制	・精密検査受診後のフォローアップ
・その他留意すべき事項	
- モデル事業の結果が得られた時点で、モデル事業で得られた知見を本検討会に報告した上で、低線量CT検査の導入について指針に追加してはどうか。

10

対策型検診への低線量CT 検査導入のスケジュール(案)

○ 低線量CT検査について、以下のスケジュールでモデル事業を進めてはどうか。



11

○令和8年3月31日に公布された厚生労働省令第69号(健康増進法施行規則の一部を改正する省令、令和8年4月1日施行)に基づき、健康管理システム標準仕様書の文言を「歯周疾患」から「歯周病」へ変更する。(機能自体の影響はなし)

<修正箇所>

・健康管理システム標準仕様書本編 P. 7

図1-1 健康管理システム(成人保健分野)機能範囲と標準化範囲のイメージ

・(別紙2-1)機能・帳票要件_01.【共通】 機能ID:0190016

・(別紙2-1)機能・帳票要件_02.【成人保健】対象者管理 機能ID:0190480

・(別紙2-1)機能・帳票要件_03.【成人保健】検診情報管理 機能ID:0190191、0190484

・(別紙2-1)機能・帳票要件_04.【成人保健】精密検査情報管理 機能ID:0190219、0190486

・(別紙2-1)機能・帳票要件_12.【統計・報告】 機能ID:0190433、0190438

※機能ID 0190433は地域保健・健康増進事業報告の様式見直しが行われていないため、黄塗としている。

・(別紙2-2)管理項目_01.【共通】 実施報告書(日報)情報 管理項目(2項目)

※地域保健・健康増進事業報告の様式見直しが行われていないため、黄塗としている。

・(別紙2-2)管理項目_03.【成人保健】検診情報管理 歯周病一次検診 管理項目(94項目)

・(別紙2-2)管理項目_04.【成人保健】精密検査情報管理 歯周病検診精密検査 管理項目(6項目)

#4.【成人保健】健康増進法施行規則の一部を改正する省令に基づく「歯周疾患検診」の「歯周病検診」への変更対応②

【参考】健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布通知・事務連絡

公布通知

健生発 0331 第 36 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布されたところです。

今回の改正の概要及び施行期日は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 改正省令の概要

(1) 歯周疾患検診の名称について

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の規定に基づき、市町村（特別区を含む。）が、その実施に努めることとされている健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 1 号の「歯周疾患検診」の名称を、「歯周病検診」とする。

(2) その他

今般、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 18 号）により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 1 条第 1 項第 4 号が削除されることに伴い、同号の規定を引用する健康増進法施行規則第 12 条第 2 項について、所要の改正を行う。

2 施行期日

この省令については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

事務連絡

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区長 } 殿

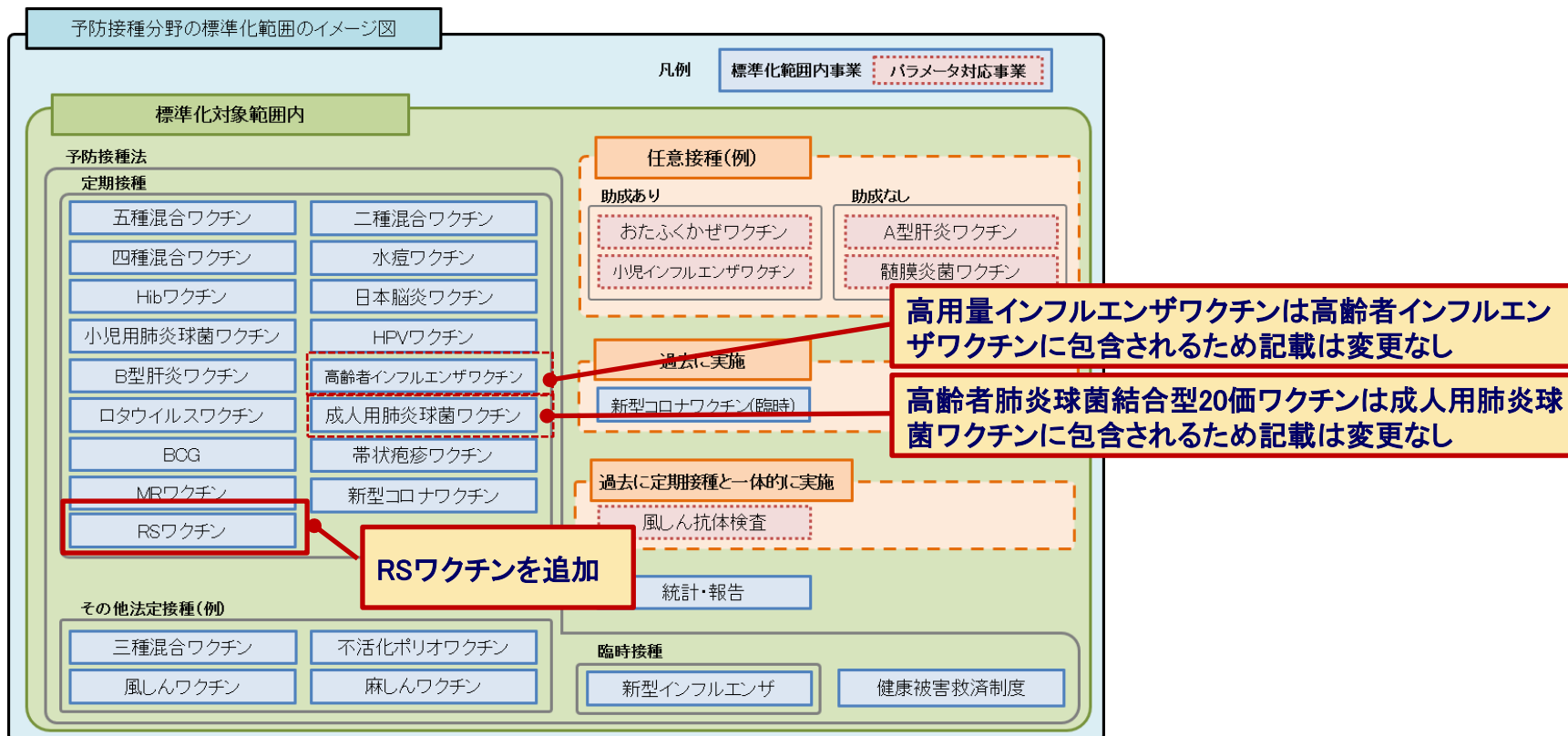
厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う歯周病検診の取扱いについて

健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布されたところです。

本改正省令の施行に伴い、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱、データ標準レイアウト関連様式、地域保健・健康増進等報告様式、その他関係文書中に「歯周疾患検診」と記載されているものについては、「歯周病検診」と読み替えるものとしますので、これを御了知いただきますようお願いいたします。

- 令和8年4月からRSウイルスワクチンが、予防接種法に基づく定期予防接種に位置付けられたことを受け、本編のイメージ図に追加を行った。
- 令和8年10月から追加される高用量インフルエンザワクチンは対象者が75歳以上の高齢者であり、位置づけとしては高齢者インフルエンザワクチンのため記載としては変更なしとした。



○ 高齢者の肺炎球菌の定期予防接種は「20価肺炎球菌結合型ワクチン」へ変更された。

データ標準レイアウトのワクチン通称において、これまでの23価である高齢者肺炎球菌に加え、20価である高齢者肺炎球菌結合型が追加される。

各種予防接種の接種実績 管理項目	エビデンス
ワクチン通称	帳票詳細要件：11【予防接種】接種情報管理-03予防接種済証（臨時・英語版）「通番13, 19, 25, 31, 37：ワクチン名」 データ標準レイアウト：様式B-084「ワクチン名」「ヒトパピローマウイルス（2価）」「ヒトパピローマウイルス（4価）」「ヒトパピローマウイルス（9価）」「ロタウイルス（1価）」「ロタウイルス（5価）」「小児用肺炎球菌」「小児用肺炎球菌（15価）」「小児用肺炎球菌（20価）」「帯状疱疹（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン）」「帯状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）」 「高齢者肺炎球菌」「高齢者肺炎球菌結合型」 SIF_H03_001_接種記録の取得（JSON） FIF_H03_001_接種記録の取得（CSV）

20価である高齢者肺炎球菌結合型を追加

23価である既存の高齢者肺炎球菌を併記

<修正箇所>

（別紙2-2）管理項目_11.【予防接種】接種情報管理
「各種予防接種の接種実績」シートのワクチン通称

#6. 令和9年6月のデータ標準レイアウト改版対応①

○令和9年6月改版予定のデータ標準レイアウトに関して、特定個人情報:86(母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報)において、各種乳幼児健診の「被保険者番号」が令和9年7月以降入力不要と示されております。ただし、項目は廃止されていないことから、別紙2-2管理項目の内容は現行のままとしております。

追加	変更	廃止	項番	利用特定個人情報項目コード	版番号	データ項目	データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長	繰り返し	データ項目説明
									桁数	可変/固定	
	○		101	TK000008600001050	1.1	被保険者番号	文字列	全角	20	可変	児の加入する被保険者番号を入力。(R9年7月以降は入力不要)

入力不要との記載があるが、廃止ではなく変更という扱いとなっている

3～4か月児健診結果 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
健診受診日	データ標準レイアウト: 様式B-086「3～4か月児健診情報: 健診受診日」
健診受診年度	データ標準レイアウト: 様式B-086「3～4か月児健診情報: 健診受診年度」
受診時月齢	データ標準レイアウト: 様式B-086「3～4か月児健診情報: 受診時月齢」
被保険者番号	データ標準レイアウト: 様式B-086「3～4か月児健診情報: 被保険者番号」
健診実施市町村名	データ標準レイアウト: 様式B-086「3～4か月児健診情報: 3から4か月児健診実施市町村名」

別紙2-2管理項目の内容は4.1版から変更なしとして整理

#6. 令和9年6月のデータ標準レイアウト改版対応②

○令和9年6月改版予定のデータ標準レイアウトに関して、特定個人情報：110(子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報)の情報照会事務手続管理番号「94-103」の事務手続名が変更となっております。それに伴い、別紙2-1機能帳票要件の機能ID:0190657に記載の事務手続名も併せて変更しております。

(1)特定個人情報番号	110		
(2)特定個人情報名コード	FM000000000000110		
(3)特定個人情報名	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報	管理番号	事務手続名
(4)情報提供者	市町村長	94-103	地域子ども・子育て支援事業に関する事務
(5)特定個人情報の版番号	1.0		

令和8年6月改版時の情報

(1)利用特定個人情報番号	110		
(2)利用特定個人情報名コード	FM000000000000110		
(3)利用特定個人情報名	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報	管理番号	事務手続名
(4)情報提供者	市町村長	94-103	地域子ども・子育て支援事業における妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う妊婦等包括相談支援事業に関する事務
(5)利用特定個人情報の版番号	1.0		

令和9年6月改版予定の情報

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
1.健康 管理共 通	1.1.他 システム連携		修正	0190657	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・94-99 妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・94-100 妊婦給付認定の取消しに関する事務 ・94-102 妊婦のための支援給付に係る届出に係る事実についての審査に関する事務 ・94-103 地域子ども・子育て支援事業に関する事務地域子ども・子育て支援事業における妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う妊婦等包括相談支援事業に関する事務 ※1 連携できる事業（予防接種、乳幼児健診、がん検診等の単位）をパラメータで設定できること

#7.「データ要件・連携要件」の改版に伴う機能・帳票詳細要件や管理項目の整合対応

○データ要件・連携要件との整合対応として以下を対応した。

#	別紙2-2 大分類	グループ名	対応内容
1	07.【母子保健】乳幼児管理	1歳6か月児健診アンケート	管理項目名を以下のとおり修正した。 (修正前)四種混合(初回3回)は接種済みか (修正後)五種・四種混合(初回3回)は接種済みか 令和7年9月1日における「【通知】乳幼児に対する健康診査について」の改正に伴う対応

#8. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等①

○令和8年6月改版のデータ標準レイアウトに関して、特定個人情報:80(母子保健法による妊娠の届出に関する情報)の情報照会事務手続管理番号「94-95」「94-96」「94-98」が追加となっていたが、別紙2-1機能帳票要件の機能ID:0190657に該当の事務手続番号が漏れていたため追加しております。

(1)特定個人情報番号	80						
(2)特定個人情報コード	TM0000000000000080						
(3)特定個人情報名	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	管理番号	事務手続名	管理番号	事務手続名	管理番号	事務手続名
(4)情報提供者	市町村長	94-95	妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	94-96	妊婦給付認定の取消しに関する事務	94-98	妊婦のための支援給付に係る届出に係る事実についての審査に関する事務
(5)特定個人情報の版番号	3.1						

令和8年6月変更内容

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
1.健康 管理共 通	1.1.他 システム連携		修正	0190657	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名機能へ情報照会内容のデータ（情報提供依頼のデータ）を作成し、連携できること。 <以下事務手続管理番号> ・94-95 妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・94-96 妊婦給付認定の取消しに関する事務 ・94-98 妊婦のための支援給付に係る届出に係る事実についての審査に関する事務 ・94-99 妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・94-100 妊婦給付認定の取消しに関する事務 ・94-102 妊婦のための支援給付に係る届出に係る事実についての審査に関する事務

#8. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等②

○胸囲のパーセンタイル値の集計が令和5年度より対象外となりました。それに伴い、別紙2－1機能帳票要件の機能ID:0190297から胸囲に関する要件を切り出し、標準オプション機能として新たに機能要件を追加しました。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由
						健康管理システム	母子保健 (養育医療以外)	母子保健 (養育医療のみ)	
7.【母子保健】乳幼児管理	7.1.出生時情報管理機能	7.1.2.	修正	0190297	出生時状況（出生連絡票の情報）の情報登録時、カウプ指数、パーセンタイル値の範囲は手入力他に自動算出できること。 ※1 カウプ指数は身長、体重から自動計算できること ※2 身長・体重・頭囲・ 胸囲 のパーセンタイル値を自動計算できること	◎	◎	×	パーセンタイル値の範囲の算出については、「乳幼児身体発育評価マニュアル」をもとに算出する。
7.【母子保健】乳幼児管理	7.1.出生時情報管理機能		新規追加	019XXXX	出生時状況（出生連絡票の情報）の情報登録時、パーセンタイル値の範囲は手入力他に自動算出できること。 ※1 胸囲のパーセンタイル値を自動計算できること	○	○	×	パーセンタイル値の範囲の算出については、「乳幼児身体発育評価マニュアル」をもとに算出する。

#8. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等③

○標準化範囲内の類型における特定健診業務に関する記述に関して、記載内容を最新化できておりませんでした。

現在の特定健診等システム標準仕様書の公開状況に合わせて、記載を修正いたしました。

(1) 標準化範囲内の類型

本仕様書の対象は第1章>2. 対象>(2) 対象分野で示したとおりであり、この対象範囲において定義すべき機能・帳票要件について、【類型1：実装必須機能】 【類型2：実装不可機能】 【類型3：標準オプション機能】の3類型に分類した。←

主な類型に関する考え方は以下のとおりである。←

① 3類型に分類されていない機能（標準仕様書に規定していない機能）は、原則、類型2と同様のものとして位置付ける。←

② 特定健診業務については、国民健康保険システム標準化検討会の特定健診等ワーキングチームにて、標準仕様書が作成されている。特定健診等システム標準仕様書の改版内容を把握し、健康管理システム標準仕様書への反映を適宜行う。←

#8. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等④

○特定健診等システム共通から切り出す機能要件に関して、令和8年1月の特定健診等システム標準仕様書第1.1版改版時に追加された機能要件(0400252、0400253)を反映しました。

(5) 特定健診等システム共通から切り出す機能要件

特定健診等システム（特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査）を健康管理システムとして調達する場合は、特定健診等システム標準仕様書の特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査に加え、特定健診等共通の以下機能 ID を、健康管理システム上で
の要件とする。

表 1-6 特定健診等共通から切り出す機能要件

機能 ID	特記事項
0400249	機能 ID 0190571、機能 ID 0190572 と機能要件としては同じである（実装区分の差異）。
0400013	
0400252	
0400014	
0400253	
0400021	機能 ID 0190032 と機能要件としては同じである（実装区分の差異）。
0400223	
0400038	
0400039	
0400248	
0400045	機能 ID 0190080 に保険者番号・被保険者証記号・被保険者証番号を加える形である。
0400047	
0400048	
0400049	
0400090	特定健診等システムの帳票レイアウトが定められていない帳票については、当要件に従う（類似する機能 ID 0190128 は参照しないこと）。
0400091	

1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携	新規追加	0400252	特定保健指導サブユニットに電子カルテ情報共有サービスで取り扱う特定健診情報を提供する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする ※2 住登外者の特定健診情報も連携できること。 【管理項目】 「（別紙 2-2）管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」【電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報】参照
------------	--------------	------	---------	---

1. 特定健診等共通	1.1. 他システム連携	新規追加	0400253	特定健診等システム及び特定健診サブユニットに電子カルテ情報共有サービスで取り扱う特定健診情報を照会する。 ※1 連携頻度は日次・月次とする ※2 住登外者の特定健診情報も連携できること。 【管理項目】 「（別紙 2-2）管理項目_03.【特定健診】健診情報管理」【電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診実施情報】参照
------------	--------------	------	---------	--

#8. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等⑤

○その他対応として以下対応を行った。

#	別紙 大分類	グループ名、機能ID	対応内容
1	(別紙2-2) 03.【成人保健】検診情報管理	骨粗鬆症一次検診	「CT検査所見」のエビデンスを以下のとおり修正した。 (修正前)データ標準レイアウト:様式B-102「骨粗鬆症検診のCT検査判定」 (修正後)データ標準レイアウト:様式B-102「骨粗鬆症検診のCT検査所見」
2	(別紙2-2) 03.【成人保健】検診情報管理 04.【成人保健】精密検査情報管理	各一次検診 各精密検査	「実施日」のエビデンスをPHRの記載に併せて以下のとおり修正した。 (修正前)自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式:検診実施情報「検診実施年月日」 (修正後)自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式:検診実施情報「検診実施年月日」
3	(別紙2-2) 03.【成人保健】検診情報管理	胃がん一次検診	「被保険者記号」のエビデンスを以下のとおり修正した。 (修正前)自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式:受診者情報「被保険者証記号」 (修正後)自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式:受診者情報「被保険者証等記号」

#8. 検討課題、標準化PMOツール等の意見を踏まえた対応 等⑥

○その他対応として以下対応を行った。

#	別紙 大分類	グループ名、機能ID	対応内容
4	(別紙2-2) 03.【成人保健】検診情報管理	子宮頸がん一次検診 歯周疾患一次検診	以下の項目に記載していたPHRのエビデンスを、新項目に移設した。 【子宮頸がん一次検診】 ・「過去の実施歴」⇒「過去の実施歴(令和6年度以降)」 【歯周疾患一次検診】 ・「歯をみがく頻度(マニュアル2015)」⇒「歯をみがく頻度(マニュアル2023)」 ・「歯間ブラシやフロスの使用頻度(マニュアル2015)」⇒「歯間ブラシやフロスの使用頻度(マニュアル2023)」 ・「過去1年間の歯科検診の実施の有無」⇒「歯科医院にいつ頃行きましたか」 ・「喫煙歴(マニュアル2015)」⇒「喫煙歴(マニュアル2023)」
5	(別紙2-1) 12.【統計・報告】	機能ID 0190433 機能ID 0190673	集計表番号を未記載としていたが、公表されたことを受け反映した。 【機能ID 0190433】 「15(8) 健康増進」については、追加が予定されている「15(8)-XX 職域等がん検診受診状況」は除く。「15(8)-XX 職域等がん検診受診状況」は機能ID0190673に従うこと。 ↓ 「15(8) 健康増進」については、追加が予定されている「15(8)-38 職域等がん検診受診状況」は除く。「15(8)-38 職域等がん検診受診状況」は機能ID0190673に従うこと。 【機能ID 0190673】 15(8)-XX 職域等がん検診受診状況 ↓ 15(8)-38 職域等がん検診受診状況